

堺市立図書館団体貸出資料配送実施要項

平成 24 年 4 月 1 日／改定

1 趣旨

この要項は「堺市立図書館における図書館資料等の利用に関する要綱」（以下「要綱」という。）に規定する団体貸出について、貸出しする図書館資料の配送事務を円滑に行うため定める。団体貸出の配送は学校支援サービスの一環として団体貸出を行う図書館資料を所在地まで配送することにより団体貸出の利用を促進することを目的として行うものとする。

2 配送対象となる団体

団体貸出を行う図書館資料の配送対象となる団体は、堺市立の幼稚園・小学校・中学校および堺市内所在高等学校とする。

3 配送を行う図書館資料

- ・ 図書（一般、児童、地域資料の各資料） ※大型絵本・大型紙芝居は除く
- ・ 詳細については、担当職員が個々に判断する。

4 申込み

貸出しする図書館資料の配送申込みは図書館の指定する締切日までに所定の申込書により行う。

また返却する図書館資料の配送申込みは返却期限以前の配送予定日の申込み締切日までに担当図書館に連絡をする。

配送日程を調整の上、図書館から各学校園に配送日ならびに引取日を連絡する。